

令和8年6月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

物価高騰に伴い、診療報酬改定により入院時の食事にかかる患者負担額が、次のとおり変更になります。

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額 (1食あたり)	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	510円	➡ 550円
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	
		240円	➡ 270円
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日超	
		190円	➡ 220円
該当なし	●低所得者Ⅰ	110円	➡ 130円

※オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。

(問い合わせ先)
山梨県立北病院
総務医事課 医事経営担当
電話: 0551-22-1621